ナティクシス銀行東京支店

金融商品取引法の特定投資家制度における一般投資家・特定投資家間移行の「期限日」

１．特定投資家・一般投資家制度

お客様は、金融商品取引法に基づくお取引等について「特定投資家」または「一般投資家」のいずれかの投資家区分に該当されます。

一般投資家は、投資家保護の観点から、金融商品取引業者等に課される規制（以下「行為規制」といいます。）を通じた保護を受けます。一方、特定投資家は、取引の円滑化の観点から、行為規制の適用が除外されます。

２．特定投資家及び一般投資家の移行

特定投資家及び一般投資家はさらに以下のように分類されます。このうち、（２）の特定投資家（一般投資家への移行可)、（３）の一般投資家（特定投資家への移行可）については、一般投資家と特定投資家との間の移行が可能です。

（１）特定投資家（一般投資家への移行不可）

国、日本銀行、適格機関投資家

（２）特定投資家（一般投資家への移行可）

資本金の額が５億円以上であると見込まれる株式会社、上場株券の発行会社、外国法人等

（３）一般投資家（特定投資家への移行可）

（１）（２）以外の法人等、一定の要件に該当する個人

（４）一般投資家（特定投資家への移行不可）

（３）以外の個人

３．期限日について

ナティクシス銀行東京支店（以下、「銀行東京支店」といいます。）が、金融商品取引法第 34 条の 3 若しくは第 34 条の 4 に基づき特定投資家以外の顧客（一般投資家）を特定投資家として取り扱う期間は、銀行東京支店がかかる取り扱いについての申出を承諾する日とした日から起算して 1 年を経過する日の前に到来する 9 **月 30 日（期限日）**までです。

期限日後の取引においてもかかる取り扱いの継続を希望される場合は、上記申出の更新の手続きが必要です。なお、一般投資家に戻ることをご希望される場合は、いつでも所定の手続きにより一般投資家に戻ることができます。